みなみ小学校いじめ防止基本方針について

【いじめ問題に関する基本的な考え方】

いじめは、決して許されない行為である。しかし、どの学校・児童にも起こりうる問題である。そのため、学校・家庭・地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進める必要がある。とりわけ、「いじめが起こらない土壌づくり」のための未然防止の取り組みは、教育活動全般と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

１．いじめとは

【いじめの定義】

第２条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

３　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

４　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

２．いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速かつ的確に取り組むことが必要である。

教職員は、いじめの様々な特質を十分に認識しておく必要がある。

【いじめの特質】

① いじめはどの学校・児童にも起こりうるものである。
② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
③ いじめは大人に気づかれにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
④ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
⑤ いじめは態様により暴行、恐喝などの刑罰法規に抵触するものである。
⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
⑧ いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

３．いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない土壌づくり」の未然防止が最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校・学級にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むことが必要である。

児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、予防・開発的な取り組みを計画・実践する必要がある。

４．いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

本校では、６月・１０月・１月を教育相談月間とし、客観的なテストや児童へのアンケート，教師の観察をもとに，必要性が生じた児童と個別に話をする機会を設けます。

５．いじめの早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

学校では引き続き、児童が楽しく、安全に過ごせる学校作りに努めて参ります。
お子様の学校の様子で気になる点がございましたら、ご連絡をください。。